

静岡県環境影響評価審査会委員からの追加意見等に対する事業者の見解
 ((仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-3

No.	環境要素の区分	関連資料ページ	意見元	意見等	事業者の見解
1	00 全般	-	齋藤委員	環境影響評価に関する書物は、環境影響評価法の条例の記載事項を記載すれば良いのではなく、簡潔にわかりやすく秩序だててまとめることが重要です。当該準備書は目次を含め粗雑なので、内容を吟味し改変する必要があります。	準備書の記載内容については環境影響評価法第14条第1項第1号から第9号及び発電所アセス省令第32条により記載することとなっており、「発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省 産業保安グループ 電力安全課 令和2年11月改正)」の環境影響評価準備書の作成等に準じて作成しており、環境影響評価の手続きにおいて自治体、国に審査して頂く上で必要な事項となります。 なお、要約書は準備書の内容を抜粋したものとなります。第10章 環境影響評価の結果の目次の項目の記載については、今後検討致します。
2	07 水質(水の濁り)	652	齋藤委員	以前にも意見を述べましたが、「野守の池」を水質調査地点に加えて下さい。この池は水路を通じて大井川の支流の家山川と繋がっています。以前は水深8mという記載がありました。現在は水深3mになっています。人と自然の触れ合いの活動の場だけでなく、環境影響評価をする上で貴重な場所です。	「野守の池」の水は対象事業実施区域の集水域外の池の北側の水路から主に流入し、南東部の堀川を通じて大井川に流出します。「野守の池」が水路を通じて家山川に繋がっていると、事業計画で家山川に濁水は流入しないと予測されるため、水質調査を実施する必要は無いと考えます。
3	08 地形及び地質(土地の安定性)	16	吉崎委員	対象地域には、土地の安定性に関する重要な地域が多数存在します。環境影響評価項目として「土地の安定性」が選定され予測評価されていますが、その多くは地形・地質に関するもので、16p~34pのような改変区域と217p以後に示されている保安林、砂防指定地、土砂災害危険箇所、地滑り防止区域などとの関係についての検討結果が記述されておらず、工事や施設が存在が上記のような土地の安定性及び影響の有無を確認することが出来ません。それらが確認できるような資料の作成と提示をお願いします。また、資機材の搬入・搬出に伴う道路に関して、既存の道路をそのまま使う、改良して使う、新設予定などがわかる資料をご提示ください。	対象事業実施区域一帯においては、既に多くの法規制が施されていることは、これまでの調査等により把握しているところでございます。その上で風力発電事業を進めるために、まずは風力発電機の設置場所の地盤が適切であるかについて調査し検討をまいりました。 一方で、輸送用道路を含めた改変箇所については、広範囲に亘るため、各種の法令手続きにおいて、環境アセスメントとは別に自治体関係者様との協議を進めておるところでございます。なお、改変区域図と砂防指定地等の重ね合せ図については、お示しさせていただきます(別添資料Q3)。
4	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	763	齋藤委員	対象事業実施区域では、ツキノワグマの爪痕が確認されています。対象事業実施区域が開発されることによって棲み家を奪われたグマが麓まで降りてくる可能性を懸念しています。開発によって生態系が破壊されるリスクは大きいと思います。	風力発電事業に起因する獣害の増加といった影響に関する既存知見は確認されておりません。今後も引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。
5	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	16	坂東委員	改変区域周辺に猛禽の営巣木となるような大径木が存在するが、現状のクマタカの営巣地とは重ならないとの回答でした。しかしながら環境省の「猛禽類保護の進め方」改訂版では、高利用域内好適採食地の階層構造の明瞭な高木層の改変は極力避けるべきとあります。大径木があり階層構造となる改変区域の林地が、いずれかのペアの高利用域になっていくと思います。大径木の伐採を避ける方法を模索していただきたいです。	営巣環境の好適性に関する解析結果からも、好適性が高い箇所の減少率は小さく、回答させて頂きましたように営巣環境に関する本事業の影響は小さいものと考えております。 採餌環境については、事業の実施により好適な環境が少なからず改変されることとなりますが、改変は「猛禽類保護の進め方(改訂版)」にあるような広範囲に及ぶものではなく、採餌環境好適性が高い箇所の減少率も小さいものとなっていることから影響は小さいものと考えております。 今後も引き続き事業計画の詳細を検討してまいります。その際にはご指摘頂いた点について留意するよういたします。
6	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	860	坂東委員	検討会での由井氏からのヒヤリングに、事業地周辺でサンバが上昇するピーク地点の把握が風車への衝突を避けるために必要、とのことでしたがわかりました。2021年秋の調査で、猛禽類の渡りの66%が高度Mを飛行しているということは、上昇気流をつかんで上り始めるのが事業地の尾根付近ではないでしょうか。飛行方向と垂直に立ち並ぶ風車をうまくかわせるとは思えず、渡りルートを変更させることになりませんか。	由井先生より、この地域を渡るサンバは南北に幅(20km程度)をとって飛行するとお伺いしております。対象事業実施区域内を通過した個体の66%が高度Mを飛行する結果とはなり、風力発電機のブレードの回転範囲内を通過することも考えられますが、サンバの渡りについては、天候の良い日に飛行することが多く、その際には、遠方に見える構造物を認識して飛行していると考えられます。
7	10 動物(重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1021	坂東委員	ミゾゴイの確認地点で、このページの2点(上から2番目と4番目)は営巣適地である沢沿いと谷地形に見えます。営巣適地ではないから影響が少ないという理由は当たらないと思います。改変予定地に隣接していますので、確認が必要だと思われます。	準備書p1021のミゾゴイの確認位置のうち、上から2番目のものに関しては、確認位置は谷部に続く斜面となっておりますが、確認された環境は伐採跡地群落となっており、近傍の改変区域はスギ・ヒノキ植林となっております。「ミゾゴイの保護の進め方(案)」(環境省、平成28年)では、広葉樹林や針広混交林で繁殖するとされており、ミゾゴイにとつての営巣適地とは言い難いかと考えております。4番目のものについては、確認された環境はシイ・カシ二次林であり、沢が近くに存在するため、周辺の環境的には好適かと思いますが、近傍の改変箇所は既存道路となっており、上流側は[REDACTED]があることから、定期的に車両の往来があるような環境となっており、こちらに関しても営巣適地とは言い難いかと考えております。

静岡県環境影響評価審査会委員からの追加意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-3

No.	環境要素の区分	関連資料ページ	意見元	意見等	事業者の見解
8	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1042	坂東委員	渡り鳥に関する事後調査をお願いしたいところですが、まずはバードストライクを未然に防止することが肝心です。渡りの集中する時期における稼働制限を検討されていることですが、評価書の保全措置の項目に明記してください。	稼働制限を含む環境保全措置について、引き続き検討しまして、評価書に明記するようにいたします。
9	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1160	坂東委員	サシバの繁殖行動が確認された場所が改変区域や管理道路から離れているとのことですが、事業区域内で518回、改変区域内で228回確認されていることには、十分な配慮が必要ではありませんか。工事による騒音や移動経路の一部遮断や阻害が、繁殖行動に対してどのくらい影響を及ぼし、それは一時的で小さいといえるのか、丁寧な説明が必要です。	確認回数については、渡り鳥調査時のものを合わせたものとなっております。渡り鳥個体のサシバについては、No.6で回答させて頂いたように、遠方に見える構造物を認識して飛翔していると考えられることから、移動経路の遮断・阻害の影響は小さいものと考えております。一方、地付きのサシバについては、風力発電機設置位置よりも既存道路付近での出現が多く、稼働時よりも工事中での影響が考えられますが、既存道路の多くは改変されないことから、工事による騒音の影響は小さいと考えております。
10	10 動物 (重要な種及び注目すべき生息地(海域を除く。))	1167	坂東委員	一回目に提出した意見への事業者見解は、クマタカについての予測評価は不確実性を伴うことから事後調査の実施で対応するという回答でした。調査を継続することは大切ですが、現在でもクマタカ生存への多くの影響が予測されており、事後で対応するという回答には疑問を感じます。環境省の「猛禽類保護の進め方」改訂版では、高利用域には好適採食地までの飛行移動ルートに構造物等は作るべきではないとあります。複数のペアが利用する推定高利用域の好適採食地に風車を設置予定です。再検討が必要ではないでしょうか。	準備書前に、現地調査の結果を踏まえ、クマタカの出現頻度が高かった場所については、風力発電機の配置の変更を行い、可能な限り生息と繁殖に及ぼす影響に配慮した配置を計画してまいりました。継続調査の結果を踏まえ、高利用域を解析し、必要に応じて風力発電機の配置を検討いたします。
11	11 植物 (重要な種及び重要な群落) 海域を除く。))	15	小泉委員	第6回審査会資料の「資料3 質問91」について青山高原においてシカの食害に成果を上げている緑化材の名称と成果を上げている理由を教えてください。	弊社の青山高原では、アセビの植栽を施すことにより、食害を軽減できている箇所があります。当該の種類は過去からシカの食害に対して効果を挙げているとお聞きしており、当社の青山高原においても同様であることを確認しており、獣害防止柵等の物理的対策と共にアセビの植栽等によりシカの食害の低減に努めてまいります。
12	11 植物 (重要な種及び重要な群落) 海域を除く。))	264 265 266 279 289	吉崎委員	タブノキ群落について、「資料には記述があったが現地では確認されなかった。」というのは重要な調査結果ですので、どこかで記述し、更に動物など他の項目で資料の植生図を使用している場合には欄外などに説明を追加する等、配慮いただきたい。また、資料において「タブノキ群落」と記載されていた場所ではどんな群落を確認されたのでしょうか？このことについての追記してください。	環境省の植生図において「タブノキ群落」とされていた箇所に関して、現地調査を行った結果、該当箇所においてシイ・カシ二次林、アカシデ・イヌシデ群落、スギ・ヒノキ植林といった群落が確認されております。タブノキ群落は確認されず、該当箇所では上記の群落が確認された旨、評価書において追記いたします。
13	12 生態系	1449	坂東委員	風車が建つことでクマタカが忌避するようになるといわれる風車の周囲500mが、「行動圏における採餌環境好適性区分毎の改変面積及び減少率」の解析に考慮されていません。 ペアにおいては、行動圏内の風車10基の周辺の多くが好適区分Aランクになっており、影響が低減できておらず、1ペアの生存に必要な面積が確保されているとは言えません。	風力発電機の稼働により、クマタカが忌避するとされる範囲の面積について算出いたしました。結果については、補足説明資料として提出いたします。
14	12 生態系	1424	吉崎委員	猛禽類保護の進め方(改訂版)を見ると、まずは行動圏の内部構造の解析が必要だと考えますが、準備書には行動圏の範囲が表示されているのみで、営巣中心域や高利用域などの行動圏の重なりと隣接ペアとの関係や好適採餌環境や餌資源量の調査結果との関係が不明で、そのために風車設置による影響が想定できません。また、準備書の作成以後に収集された最新のデータもないので、現状が把握できません。最新のデータとともに、上記の解析結果の提示をお願いしたい。	行動圏については、猛禽類保護の進め方の内容に沿って、各ペアの確認状況等から推定したものとなりますが、ご指摘のとおり、行動圏推定の経緯等といった詳細な説明が抜けておりました。この点については、評価書において追記するようにいたします。現在、継続した猛禽類調査を実施しております。継続調査の結果及びご指摘頂いた点を踏まえた上で、評価書においてより詳細な予測評価の内容をお示しいたします。

静岡県環境影響評価審査会委員からの追加意見等に対する事業者の見解
 ((仮称) ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-3

No.	環境要素の区分	関連資料ページ	意見元	意見等	事業者の見解
15	12 生態系	1117	吉崎委員	<p>1117pでは、環境影響要因として6項目があげられていますが、事業実施が及ぼす影響のうち最も大きなことは、個体又はペア(クマタカ)の行動がどのような影響を受けるのかということだと考えられます。面積の減少や消失、移動経路の遮断や阻害によって、隣接ペアとの関係はどうなっていくと予測されるのでしょうか？この点についての検討結果が提示されていないように思います。</p> <p>それぞれのペアの行動圏を単純に重ねてみると、事業対象地のすべてが隙間なく覆われ、更には2ペア、3ペアの行動圏が重なる部分があります。その場所の採餌環境の好適性や餌資源量の大小図を重ねてみると、全てではありませんが、採餌環境が良好で餌が多い場所を隣接ペアどうしが利用しあっている、または競合しあっている行動しているように見えます。</p> <p>そして現在予定されている発電機の設置場所の多くは、このような行動圏が重なっている場所に予定されています。これらについての影響予測に関する記述、または解析結果の提示が必要と思います。</p>	<p>準備書p1117に記載しました環境影響要因については、クマタカのみに着目したのではなく、確認された鳥類の重要種全般における環境影響要因となります。動物部分における予測評価の内容としては、お示した環境影響要因によって、各重要種に対してどういった影響が生じるのか、その項目毎の影響予測を行っております。</p> <p>クマタカに関しては、生態系の上位性種として取り上げており、生態系項目において、行動圏等を踏まえた解析を行っております。解析の結果、採餌環境の好適性が高い箇所については、各ペアで重複している部分はございますが、各ペアの行動圏内には重複箇所以外にも好適性が高い箇所が存在しており、採餌環境への影響は小さいものと判断いたしました。</p> <p>現在、継続した猛禽類調査も実施しつつ、環境保全措置についても最新の知見を収集しながら検討しております。継続調査の結果及びご指摘頂いた点を踏まえた上で、評価書においてより詳細な予測評価の内容をお示しいたします。</p>
16	12 生態系	1118	吉崎委員	<p>例えば大気汚染や騒音・振動項目では、予測式を使って計算し、出てきた結果をその場所で設定されている環境基準と照らし合わせて、評価を行います。1118p以後の「年間予測衝突数」の予測式は、このような他の項目でも採用されている予測式と同じと考えると、1167pの表10.1.4-75(16-3)は重要な鳥類の影響予測を示す表ではなくて、重要な鳥類(クマタカ)の衝突回数予測値の計算結果を示したに過ぎません。</p> <p>影響予測・評価というのは、計算された予測値をどう評価するかということではないのでしょうか？提示された「年間予測衝突数」には、他項目で示されるような環境基準や指標が示されておらず、単に周囲に採餌環境の好適地があるかどうか、餌資源が豊富な場所があるかどうか、周囲に回避できる空間があるかどうかで評価を行い影響が小さい、または低減できるとしています。</p> <p>想定された年間予測衝突数が他の事例と比べて大きい数値なのか、小さい数値なのかもわかりません。数字は小さくても他の事例と比べると大きいのかもかもしれません。そのことが準備書からは読み取れません。回避率が98%ということは、大半の個体はぶつからずに避ける行動をとるということだと思われれます。</p> <p>そう考えると、衝突する回数が非常に小さいと予測されるから問題が無いのではなく、残りの98%の個体やペアに生じる行動の変化(餌場を変える、水場を変える、ねぐらを変える)のほうが影響としては大きいのかもかもしれません。準備書にはそのような行動圏の内部構造に関する解析がないので想定できません。これらのことについての解析結果を提示願いたい。</p>	<p>年間予測衝突数の目安についてですが、風力発電機の耐用年数が20年であることを踏まえ、風力発電機が稼働中に1個体が衝突するかどうかということになってまいります。そのため、目安の数値としては、0.05個体/年と考えております。一方で、こちらは目安となっております、各種の生態等を踏まえると、前述した値以上であるからと言って、影響が大きいと一概に言えるものではないと考えております。そのため、年間予測衝突数の算出結果を参考にし、各種の生態的特性等を踏まえた上で、総合的に予測評価を行っております。</p> <p>クマタカの行動圏については、生態系項目において整理を行っておりますが、ご指摘のとおり、内部構造の詳細な検討経緯等は記載しておりませんでした。現在実施しております継続調査の結果も踏まえ、評価書において、詳細な予測評価を記載するようにいたします。</p> <p>なお、2章にもお示ししておりますが、準備書までの計画検討の中で、年間予測衝突数の高い場所については、風力発電機の設置位置を変更をした経緯がございます。</p>
17	12 生態系	1167 1171 1424	吉崎委員	<p>上述した検討を理解したうえで、1167p、1171p、1424pのデータや図を見ると、1167pで示されたR3の由井モデルで算出された衝突予測値のうち、発電機NO.2、6、8、9が相対的に何故高いのか、No.4、NO.7、NO.13がやや高い数値になっているのかを理解することができます。このように衝突回数の予測値の大小にはそれなりの理由が存在すると考えられます。</p> <p>以上から、行動圏、採餌環境、餌資源の解析結果と衝突回数の予測値との関係を見直したうえで、予測評価していただきたいと考えます。また検討にあたっては自然保護課とも相談の上、専門家の意見をいただいたうえで本審査会へご報告いただくことをお願い致します。</p>	<p>年間予測衝突数の算出結果についてですが、こちらに関しては風力発電機が設置される箇所におけるピンポイントでの評価材料になるかと考えておりました。一方で、行動圏や採餌環境に関しては、各ペアの行動圏という広域な部分における予測評価が重要になってくるかと思料いたします。現在継続して実施しております調査の結果も踏まえ、ご指摘の点についても検討いたします。</p> <p>本事業については、静岡県の自然保護課様も交え、静岡県ワシタカ類保護対策検討委員会にもご助言を頂きながら進めております。ご報告の形式等についても、改めて自然保護課様と調整させていただきます。</p>
18	12 生態系	1564-1592	吉崎委員	<p>猛禽類に関する保全措置については、もっと具体的な内容が記載可能ではないでしょうか？猛禽類の生態的特性に応じた保全措置が検討されていない印象を受けます。</p>	<p>猛禽類の環境保全措置については、最新の知見を収集しつつ、引き続き検討しております。より具体的な環境保全措置の内容については、評価書においてお示しさせていただきます。</p>
19	12 生態系	1637 1640	吉崎委員	<p>猛禽類に関する保全措置については、もっと具体的な内容が記載可能ではないでしょうか？猛禽類の生態的特性に応じた保全措置が検討されていない印象を受けます。</p>	<p>猛禽類の環境保全措置については、最新の知見を収集しつつ、引き続き検討しております。より具体的な環境保全措置の内容については、評価書においてお示しさせていただきます。</p>
20	13 景観	1487	東委員	<p>(イ) 主な眺望景観の状況 1行目【完成後】のとおりであり・・・と記述されていますが、設置予測と記述して頂くことが適切です。以降1488以降からの下段においても【完成後】を【設置後】と変更して下さい。先の1月19日委員会で提出された資料では、P84以降予測内容となっていました。この表記にしてください。</p>	<p>「風力発電機の設置が完了した完成予想図」という意味で【完成後】と記載しておりましたが【設置後】と変更いたします。なお、1月19日委員会にて提出いたしました資料は住民説明会でもお示したものととなります。そのため、住民の皆様にも分かりやすくするため、文言をアセス図書とは一部変更して記載しておりました。アセス図書については、「発電所に係る環境影響評価の手引」のとおり「予測結果」と表記することが適切と考えております。</p>

静岡県環境影響評価審査会委員からの追加意見等に対する事業者の見解
 ((仮称)ウインドパーク遠州東部風力発電事業 準備書)

資料2-3

No.	環境要素の区分	関連資料ページ	意見元	意見等	事業者の見解
21	13 景観	1487-1527	東委員	P1488～1527まで事業実施区域への中景、遠景区分ではなく、眺望地点から一番近接する風力発電機建設距離を記載して頂きたい。	表10.1.7-2 調査日及び現地を目視の確認結果において、可視、不可視、視野角等の視認状況に関わらず、眺望点から一番近接する風力発電機までの距離を記載いたします。
22	13 景観	1494-1498	東委員	八高山山頂は一等三角点があり展望もよく、北側を望めば眼下には大井川蛇行等の雄大な風景を眺めることができます。このシミュレーションに使用された写真撮影地点は限定的な写真となりますので撮影ポイントをお示しください。この度の事業計画において、極めて景観及び人と自然との触れ合いの活動の場としての影響が著しいと予測されます。⑤八高山、馬王平の現地写真撮影写真撮影は複数視点場からの撮影写真を基にシミュレーションを行ってください。	八高山山頂の撮影ポイントは別添資料Q22のとおりとなります。また、馬王平については、現地調査において複数の立ち位置から眺望の確認を行っており、風力発電機の位置する方が最も開けている写真に基づいてシミュレーションを実施し、その結果を準備書において<参考>としてお示しさせていただきました。
23	13 景観	1528	東委員	予測結果一覧において眺望系の景観変化状況の記述があります。大井川の拡がりや連なる山並み、そこで育まれた人々の営み、大井川鉄道はじめ人々の視点が点在、古来から人々の原風景となっていることが当該地域の景観価値です。眺望が損なわれる・自然の景観に人工物である風力発電機の出現。・稜線に建設される風力発電機はスカインを切る。抵触。・複数の風力発電機建設により、複合的影響が出る。送電線鉄塔など他の工作物と混在。住宅や日常生活の場に近接、圧迫感、違和感を感じる。地域の印象、雰囲気に変化する。ことが一般的にあげられます。よって、眺望景観の変化状況において「写真において視認できる景観資源はない」との記述は適切ではありません。CGシミュレーションにより、視野範囲〇度に△本の風力発電機がどのように(具体的に)視認でき、具体的な影響評価を記述して頂くようお願いいたします。シミュレーション結果からの風力発電の見え方を記載してください。	眺望の景観の変化状況について、具体的に記載するよう修正いたします。
24	14 人と自然との触れ合いの活動の場	1535	東委員	現在の記述は主要な調査10地点とし各ルート現地踏査記録であり、風力発電建設事業の環境影響評価はなされていません。風力発電機建設における「人と自然との触れ合いの活動の場」の調査手法を用いて影響評価を行ってください。自然とのふれあい(環境アセスメント技術ガイド)参照自然との触れ合い分野の環境影響評価技術 assess.env.go.jp/files/0_db/contents/0563_03/index.html また、大変人気があるハイキングコースとしてWeb上に掲載されています。一例として参考にして下さい。 https://yamap.com/mountains/2694	本準備書は、ご教示いただきました「自然との触れ合い分野の環境影響評価技術(平成11年)」のほか、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い(平成29年3月発行)」 http://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/0066_01/20170620_1.pdf 等も確認の上、「経済産業省 発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年11月改訂)」を参考に作成しており、調査結果は現況把握の結果を記載しております。ご指摘も踏まえ、評価書時の「八高山」の予測につきましては、)【230119_審査会】No.25に記した内容への修正を検討しておりますが、その他の地点も含め、調査結果を踏まえた予測結果であることがよりわかりやすくなるよう検討いたします。また、調査結果につきましても、項目を「地点位置及びアクセスルート」から「風力発電機及び工事関係車両の主要な走行ルートとの位置関係」にする等、表現の工夫を検討いたします。なお、「八高山」は、公的資料による紹介は少ないものの利用者のいる山と認識しており、調査結果から把握した主要な人と自然との触れ合いの活動の場として機能している場所に極力影響が生じないよう検討するとともに、関係機関と協議の上、本山の利用を妨げず且つ利用を促進できる案になるよう検討しております。
25	14 人と自然との触れ合いの活動の場	1549-1710	斎藤委員	七曲スカイパークの現地調査結果の項に、パラグライダーが対象事業実施区域方向へ飛行する可能性がある、と記載されていますが、1710ページには、重要な事柄として何の対策も述べられていません。リスクに対する認識が甘いと思います。	七曲スカイパークに関しましては、調査の結果、本事業地方向へ飛行する可能性があることを確認したため、1555ページ記載のとおり関係機関と協議の上、「鶴山七曲パラグライダーオープンカップ」等の本事業地方向へ飛行する可能性がある日は一部の風力発電機を制御する等、都度必要な措置を実施することとしており、関係機関にもご理解をいただいております。1710ページは環境影響評価方法書に記載した内容となっております。
26	16 その他	1706	斎藤委員	表12. 2-5環境影響手続き中の風力発電事業に記載の(仮称)浜松市天竜区熊風力発電事業は、令和3年に事業廃止届が提出されたので削除して下さい。	ご指摘のページに記載した内容は、環境影響評価方法書のもので、ページ下部にその旨を記載しています。なお、P52～53の「対象事業実施区域周囲の風力発電事業」については、最新のものを掲載しています。
27	16 その他	12-15 39 1562	小泉委員	第6回審査会資料の「資料3質問101」について国有林の防護柵を参考にするというので、予定されている防護柵の仕様を教えてください。シカが高密度に生息していること、防護柵を頻繁に壊すイノシシが生息していることから、緑化が失敗してそれが災害の引き金にならないよう、緑化には慎重な配慮が必要と考えます。	現在、国有林様にて当該の対策を施されている仕様については、「トーレンネット」(商品名)とお伺いしております。今後も情報収集に努め緑化が成功するように努めてまいります。